

国家戦略特区の推進について（内閣総理大臣指示）
(令和8年1月20日)

- 高市政権では、危機管理投資や成長投資による強い経済の実現を目指します。供給サイドのみならず、戦略的な投資に繋がる規制改革等の需要サイドからの政策支援も力強く行うことで、様々なリスクや社会、地域課題の解決を図ります。
- こうした方針の下、「国家戦略特区」についても、
日本成長戦略の実現に向けた新たな展開が重要です。
- 黄川田大臣は、日本成長戦略における
「危機管理投資」、「成長投資」の
戦略17分野の担当大臣と協力して、
自治体や関係事業者のコミットメントも得ながら、
戦略的投資促進につながる規制・制度改革の方針を
示してください。
- また、「地域未来戦略」の枠組みの下で、
産業クラスターの形成や地域活性化の重点分野を
設定した規制・制度改革提案の集中募集を行い、
地域発の取組を、政府一体となって加速化してください。
- さらに、規制を所管する大臣は、既存の特例措置を
横展開するため、特例措置の全国措置化に、
これまで以上に主体的かつ積極的に取り組んでください。
- 黄川田大臣は、夏を目途に、これらの検討状況や成果を
とりまとめ、報告してください。